

平成26年1月29日

愛媛県知事 中村時広 殿

自由民主党愛媛県支部連合会

幹事長 西原進平

総務会長 清家俊蔵

政調会長 本宮 勇

平成26年度当初予算についての要望

我が党は、国政における政権復帰後、安倍総理のもと、「経済再生」を最重要課題に掲げ、「決断」と「行動」を重視し、スピード感を持って政策を実行してきたところであります。引き続き、雇用拡大と賃金上昇に向けた経済の好循環の実現をはじめ、災害に強く安全・安心な社会の構築、少子高齢化を見据えた社会保障制度の改革、外交、原発・エネルギー政策への対応など、我が国が直面している様々な重要課題に緊張感と責任感を持って向き合い、力強い日本の再生に全力で取り組む所存であります。

一方、中村知事におかれては、国内外での戦略的な営業活動の展開等により、企業間のマッチングや農林水産物の販路開拓において、昨年度を上回る営業実績を達成するとともに、台湾チャーター便の就航等を通じた東アジアとの経済交流の拡大のほか、「サイクリングしまなみ2013」の開催等によるサイクリングを活用した地域活性化の推進など、強いリーダーシップを発揮され、「愛顔あふれる愛媛県」の実現に向けた取り組みが着実に進捗しておりますことは、真に心強い限りであります。

我が党としても、ふるさと愛媛の活性化のために、最大責任与党として、全力で支援していく所存であります。

今回の平成26年度当初予算の編成に当たりましては、昨年夏の市町要望における地域の要望や政調部会での議論等を踏まえて、党員の意見を集約し、要望項目を厳選して取りまとめましたので、依然として厳しい財政状況の中ではありますが、その実現について特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

【最重要要望】

南海トラフを震源とする巨大地震に備え、県民の安全・安心の確保を図るため、引き続き、地域の実情に即した防災・減災対策を推進すること。

また、景気の腰折れを回避し、経済成長を加速させるため、国の補正予算と平成26年度当初予算による切れ目のない経済対策に歩調を合わせて、効率的・効果的な対策に取り組むこと。

については、先行き不透明で厳しい財政状況の中ではあるが、財政面での工夫のもと、積極的な予算対応に努めること。

総務企画関係

[総務部]

- 1 財政健全化に向け、徹底して無駄を排し、効率的・効果的な行財政運営に努めるなど、引き続き、行財政改革に取り組むこと。
- 2 地方分権を推進するため、国に対し、国、県、基礎自治体のあるべき役割分担の姿を提示して二重行政を排し、必要な財源と権限の確実な移譲を実現すること。
- 3 県税の徴収率向上に向けた取組みを強化するとともに、県有財産の計画的な売却や広告料収入の確保など、一層の歳入確保に努めること。
- 4 市町の受入体制や意向等を踏まえた権限移譲を積極的に進めるとともに、市町との人事交流を進めるなど、県と市町との連携を深め、「チーム愛媛」として一体となって政策課題に対応すること。また、行革甲子園の開催による行政改革の取組事例の共有を図ること。
- 5 合併市町の現状等を十分に把握し、平成の大合併の効果や課題等の検証を行うとともに、地方交付税の算定方法について、合併市町の財政需要を適切に反映するよう、引き続き、国に強く求めること。
- 6 私立学校（高校、中学校、幼稚園）に魅力ある学校づくりを促し、保護者負担の軽減を図るため、運営費助成の堅持・拡充に努めるとともに、私立学校施設の耐震化に係る国庫補助率のかさ上げを求めるなど、耐震化を支援すること。また、高校無償化制度の見直しによる公私間格差是正に適切に対応すること。
- 7 総合的な子育て支援を推進するため、預かり保育等を実施する私立幼稚園に対し支援すること。
- 8 県有財産管理の基本方針に基づき、財産管理の最適化に向けて、施設の保全措置等を計画的に進めること。また、災害時の防災拠点となる県庁舎の耐震化・防災機能の高度化を進めること。

[企画振興部]

- 1 県長期計画で描いた将来像を実現するため、アクションプログラムや重点戦略方針に基づき、実効性と透明性を確保しながら、各種施策を着実に推進すること。
- 2 南予地域の活性化を図るため、全庁的な取組みを進めるとともに、広域連携等による地域振興に取り組むなど、総合的な振興策を講じること。
- 3 過疎化の進展や市町村合併により周辺部となり寂れた地域の維持・活性化を図るため、市町の元気な集落づくりを支援すること。また、地域が必要とする人材の移住を促進するなど、移住・交流の拡大を図ること。
- 4 「新ふるさとづくり総合支援事業」の実施に当たっては、地域の要望を十分踏まえながら、市町の一体的・自立的な発展に向けた戦略的な取組みを積極的に支援すること。
- 5 四国地域の獣医師不足解消を図るため、今治新都市における大学獣医学部の新設を目指す地元の取組みを支援すること。
- 6 地域住民の生活を支える地域鉄道の安全運行の確保を図るため、鉄道施設の安全対策を支援すること。
- 7 離島地域の魅力発信等に取り組むとともに、唯一の生活交通手段である離島航路について、その維持及び確保に努めること。また、JR予土線の活性化を図るため、地域が一体となった取組みを支援すること。
- 8 空港周辺地域の振興に配慮しながら、松山空港の利用促進を図ること。
- 9 愛媛FCや愛媛マダリンパイレーツなどプロスポーツを通じた地域活性化に取り組むこと。
- 10 東京オリンピックの開催決定等を受けた全国的なスポーツ強化の動きを捉えて、トップスポーツの大会や強化合宿等の県内誘致に積極的に取り組み、本県の競技スポーツの振興を図るとともに、地域活性化につなげること。
- 11 四国八十八箇所の寺院や遍路道の世界遺産登録に向け、四国4県が連携して取り組むこと。
- 12 県内各地の県民の声を十分に聞き、今後の施策展開に反映させるとともに、えひめの認知度向上やイメージアップを図るため、「みきゃん」の活用等による情報発信力の強化に取り組むこと。
- 13 平成29年のえひめ国体及び全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、広報活動や県民運動を通じ、県民総参加の機運の盛り上げを図るとともに、関係者が十分に意思疎通を図りながら、着実に準備を進めること。また、全国障害者スポーツ大会の審判員やボランティアの養成も着実に進めること。

- 14 えひめ国体において、参加者等の会場地への円滑な輸送を実現するための交通対策を検討するとともに、宿泊施設の調査を進めるなど、受入態勢の整備を図ること。
- 15 国体会場となる県総合運動公園の改修を進めるとともに、市町等が行う競技施設の計画的な整備を支援すること。
- 16 県民の多様な文化活動を支援するとともに、身近な文化体験の機会を充実するなど、多彩なえひめ文化の振興と継承を図ること。

環境保健福祉関係

[県民環境部]

- 1 伊方原子力発電所の防災・安全対策の一層の強化に努めるとともに、防災対策地域における放射線監視体制の強化や資機材の整備を進めるなど、県民の不安解消を図ること。また、広域避難体制の強化を図るなど、住民避難の実効性の向上に努めること。
- 2 原子力災害特別措置法に基づき、移転を要することとなったオフサイトセンターについては、施設整備を着実に進めること。
- 3 南海トラフ地震に係る特別措置法に基づく国の地域指定等の動向を踏まえ、実効性のある地震防災対策の実現を図るとともに、引き続き、財源措置の拡充を国に求めること。また、県地震被害想定調査の結果等を踏まえ、減災プログラムの策定を進めるなど、災害対応力の強化を図ること。
- 4 災害時の県民の避難生活を支えるため、市町と連携し、避難所に必要な資機材の整備を着実に進めること。また、災害対策基本法の改正に伴い、市町が取り組む要援護者リストの作成を促進すること。
- 5 愛媛県防災対策基本条例の趣旨を踏まえ、自主防災組織活動の活性化を図るとともに、引き続き、その核となる防災士等の人材養成や自助による防災対策の充実に取り組むほか、県民の防災意識の高揚を図ること。
- 6 ボランティア活動の活性化やNPO法人の育成支援に努めるとともに、県民、NPO、企業等の協力・連携の仕組みづくりに取り組むなど、協働のきずなづくりを推進すること。
- 7 地球温暖化対策や産業廃棄物等の処理対策など、喫緊の環境問題の解決に向けた取り組みを進めるとともに、循環型社会ビジネスの振興を図ること。
- 8 複雑化・高度化する消費者問題に対応するため、消費生活相談窓口の機能強化など消費者行政の充実・強化に取り組むとともに、消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図ること。

- 9 男女共同参画社会づくりについて、県民一人ひとりの理解促進を図るなど、その実現に向けた取組みを進めること。
- 10 配偶者に対する暴力など家庭内暴力等の防止と被害者の保護について、総合的かつ計画的に施策を推進し、配偶者等の安全・安心な生活の確保を図ること。
- 11 県民の生活環境を向上させるため、合併処理浄化槽の整備を促進すること。
- 12 県民総ぐるみでの環境保全活動を推進するため、人材の育成や地域での活動の活性化に努めるとともに、企業の環境分野における社会貢献活動を促進すること。
- 13 豊かな自然環境と生物多様性の保全を進めるための普及啓発に努めること。また、石鎚山のトイレ整備を進めるとともに、自然環境を保持し、そのすばらしさを広く発信する取組みを進めること。
- 14 南予地域を中心にニホンジカなどによる農林作物被害が深刻になっていることから、被害対策に向けた効果的な取組みを進めること。
- 15 自転車の安全利用を促進し、本県の自転車文化の振興を図るため、関係機関等と連携のうえ、県民に対する広報啓発や安全教育等に取り組むなど、総合的かつ効果的な対策を進めること。

[保健福祉部]

- 1 消費税の引上げに対応し、子ども・子育て支援や医療・介護分野の充実を図るとともに、今後の国の動向等も踏まえ、引き続き、社会保障の充実・強化に努めること。
- 2 災害時の医療の確保を図るため、医療施設の耐震化等を進めるとともに、被害者の心のケアに関する支援体制の確保を図るなど、災害医療体制の強化に取り組むこと。
- 3 愛媛大学医学部との連携の下、地域における医師確保のための確実かつ効果的な取組みを進めること。
- 4 地域医療の再生を図るため、医療施設・設備の整備や看護師等の人材育成・確保など、地域医療体制の確保を進めるとともに、救急医療の充実を図ること。
- 5 県民誰もが健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康づくりに向けた効果的な取組みを推進すること。また、愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例に基づき、歯と口腔の健康づくりに関する施策を進めること。
- 6 愛媛県がん対策推進条例に基づき、がん医療体制の整備や在宅緩和ケアの推進、がん患者サロン等における相談支援の推進など、がんの総合的な対策を推進すること。
- 7 認知症疾患医療センターを中心とした認知症医療体制の充実を図ること。

- 8 子ども・子育て支援法に基づき、県支援計画を策定するとともに、次代を担う子どもが健やかに育成される環境整備を図るため、高齢者を活用した地域での子育て力の強化など、子育て支援対策の充実に努めること。
- 9 介護施設や地域介護拠点の整備促進を図るとともに、福祉・介護に従事する人材の確保に努めるほか、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの充実に努めること。また、難病患者や発達障害者などへの支援に努めること。
- 10 障害者福祉を推進するため、障害福祉施設の整備を進めるとともに、障害福祉サービスの充実に努め、障害者等が地域で安心して暮らしていける社会づくりを推進すること。
- 11 災害に備えた福祉避難所の設置について、市町の適切な対応を促進し、要援護者の安全・安心の確保を図ること。
- 12 配偶者に対する暴力や児童、高齢者、障害者に対する虐待など、家庭内暴力等の防止及び被害者の保護について、総合的かつ計画的な施策推進を図ること。
- 13 平成29年の全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、関係者が十分に意思疎通を図りながら、選手の育成強化や手話通訳者等の養成に取り組むなど、着実に準備を進めること。
- 14 愛媛県食の安全安心推進条例に基づき、県版HACCP制度の円滑な運用を図るなど、食の安全安心に関する施策を総合的に推進すること。
- 15 少子化の主な要因とされている未婚化・晩婚化に対応するため、男女の出会いの場の提供等に取り組むえひめ結婚支援センターの運営を支援すること。

農林水産関係

- 1 TPP協定交渉においては、国益を必ず守るという姿勢で臨むよう、国に強く求めること。また、交渉の動向いかんにかかわらず、本県農林水産業の体質強化や競争力の向上を図るための取組みを積極的に展開するとともに、中山間地域等においては、地域を守る観点を重視した支援を進めること。
- 2 新規就農者に対する就農給付金制度を活用するとともに、実践的な研修実施と農業用機械・施設の導入を支援するなど、就農拡大・定着に向けた取組みを進めること。
- 3 意欲的な担い手への農地流動化を図るため、農地中間管理機構を設立・活用し、賃貸等による農地の集積・集約化を促進すること。
- 4 国の米政策の見直しを踏まえ、生産現場の混乱を招かないよう、現場の実態に即した総合的な水田農業政策の確立に向けた取組みを進めること。

- 5 柑橘王国えひめの維持・発展に向け、果樹選果施設等の整備を促進するとともに、高品質果実の生産・出荷・販売体制の強化の取組みを支援し、競争力のある果樹産地づくりに積極的に取り組むこと。
- 6 本県かんきつの主力である「うんしゅうみかん」の供給力向上に向けて、樹園地の維持や加工用果実の確保等に対し支援すること。
- 7 ほ場、農道、かんがい排水施設、ため池などの基盤整備を促進するとともに、近年増加している耕作放棄の未然防止や再生のための対策に取り組むこと。また、南予用水施設の老朽化等を踏まえ、計画的な機能保全対策を進めること。
- 8 農業水利施設を活用した小水力発電に取り組むなど、農業分野における再生可能エネルギーの導入促進を図ること。
- 9 有害鳥獣による被害防止のため、地域における鳥獣害防止計画の策定や防止施設の整備など、関係団体や地域が一体となった鳥獣害対策への支援を行うとともに、特に被害の大きいイノシシとニホンジカについては、重点的に取り組むこと。
- 10 大都市圏でのトップセールスをはじめ、えひめ営業本部によるフォローアップなど積極果敢な営業展開により、「愛」あるブランドの認知度向上・販路開拓等を進めるとともに、地産地消を促進するなど、県産農林水産物の消費拡大を図ること。
- 11 東アジア地域をターゲットに、柑橘や水産物を中心とした本県農林水産物の海外輸出の拡大に向けて、現地でのPRや販路開拓の取組みを積極的に進めること。
- 12 農林水産業の再生と活性化を図るため、農林漁業者の6次産業化へのチャレンジなど意欲ある取組みを支援すること。
- 13 地域農業を維持発展させるため、集落営農組織の育成・確保を図ること。
- 14 農村地域の多面的機能を維持するため、日本型直接支払制度を活用し、農家等が取り組む共同活動を支援するとともに、環境保全型農業の推進を図ること。
- 15 飼料価格の高騰等により厳しい環境にある畜産経営の安定対策に取り組むとともに、畜産物の消費拡大を図り、魅力ある畜産経営体の育成に努めること。また、肉用牛農家の所得向上につながる愛媛ならではの新たなブランド牛の開発・PRに取り組むこと。
- 16 老朽化が進んでいる中予家畜保健衛生所等について、計画的な移転整備を進めること。
- 17 県産材の増産に向けて、主伐と再生林を計画的に導入し、安定供給を図るとともに、加工・流通・販売まで戦略的・総合的に取り組むことにより、森林・林業を地域産業として育成すること。また、引き続き、間伐等の森林整備を推

進すること。

- 18 「媛すぎ・媛ひのき」の大都市圏等における知名度向上と市場開拓を図るとともに、海外市場を視野に入れた取組みを支援するなど、県産材の販路拡大を進めること。また、乾しいたけの生産拡大や産地ブランド化などにも努めること。
- 19 公共施設における木造化や、個人住宅等への木材利用の促進など、県産材の需要拡大に取り組むこと。
- 20 森林環境税を活用して、県民参加のもと、森林環境の保全と森林と共生する文化の創造に取り組むこと。また、木材のバイオマス利用を総合的に推進するなど、地域資源循環型社会の構築に努めること。
- 21 土砂や流木等の流出による被害を防止するため、治山、地すべり対策や森林の整備に取り組むなど、山地の保全や放置森林の整備に努めること。
- 22 林業の生産性向上と山村の活性化を図るため、路網の整備を進めること。
- 23 森林組合等の林業事業体の体質強化に努めるとともに、林業・木材産業の担い手の確保・育成を総合的に推進すること。
- 24 漁業の生産性向上と漁家経営の安定を図るため、漁港や共同利用施設等の整備を促進するとともに、沿岸域における増殖場の造成を進めること。
- 25 養殖業における新魚種や低魚粉飼料の開発、漁業経営の多角化等への支援に努めるとともに、意欲ある漁業の担い手を養成すること。
- 26 魚食普及の推進などによる県産水産物の積極的な消費拡大に取り組むとともに、首都圏における販売促進や海外市場における販路開拓の取組みを進めること。また、「愛育フィッシュ」の普及推進を通じて、養殖魚のイメージアップと販売強化を図ること。
- 27 本県真珠産業の再生を目指して、優良母貝の安定生産等の技術開発を進めるとともに、真珠の品質向上やブランド化の取組みを推進すること。

経済企業関係

[経済労働部]

- 1 県内の厳しい雇用情勢に対処し、就業機会の創設や雇用の維持確保を図るため、積極的かつ効果的な対策を講じるとともに、職業訓練の実施、離職者や障害者に対する職業能力開発の充実等に努めること。
- 2 厳しい雇用環境にある新規学卒者の就職を促進するとともに、非正規雇用等の若年者の正規雇用への早期転換を図るため、「愛work」を核として、中小企業とのマッチング促進も含めた総合的な支援に努めること。

- 3 ふるさと愛媛の中小企業振興条例の趣旨も踏まえ、中小企業の振興と地域経済の活性化を図るため、えひめ営業本部を中心に「愛媛ものづくり『すご技』データベース」を活用した積極的な営業を展開するなど、県内企業の優れた製品や技術の県内外への情報発信と市場開拓等を支援すること。また、経済団体とも連携し、アジア地域でのビジネスマッチング等の支援に努めること。
- 4 厳しい経営状況にある中小企業を支援するため、各種融資制度における融資枠の確保に努めること。また、融資に際しては、個別企業の実情等に応じ弾力的な取扱いを行うよう、金融機関や県信用保証協会に対し強く要請すること。
- 5 本県経済の活性化と雇用機会の確保・拡大を図るため、積極的な企業誘致活動を展開するとともに、県内企業の留置にも努めること。
- 6 本県経済の持続的発展を図るため、県経済を牽引する新産業の創出・育成に努めること。また、炭素繊維関連の産業創出に向けた製品開発の支援等を進めるとともに、産学官の共同研究体制を形成し、実用化技術の開発や国等の競争的資金による研究開発に取り組むこと。
- 7 住宅用太陽光発電など地域の実情に即した自然エネルギー等について、市町と連携し、導入促進を図るための取組みを進めること。
- 8 農林水産業者と商工業者との連携による新商品・新サービスの開発、販路の開拓など、農商工連携による新たな農林水産業関連ビジネスの取組みを積極的に支援すること。
- 9 建設業や造船業などの地域産業を担う人材の育成に努めること。
- 10 厳しい経営環境にあるタオル等繊維産業の振興を図るため、新繊維産業技術センターを中心に、新商品の開発や中核人材の育成など、積極的な支援対策を進めること。
- 11 商店街の活性化を図るため、にぎわい創出や人材育成など地域住民や関係団体と連携した取組みに対し支援を行うこと。
- 12 大都市圏での県産品等の販路拡大を支援するとともに、東アジア地域での積極的な営業活動や現地情報の収集・提供等を通じて、県内企業の海外販路開拓等の支援に取り組むこと。
- 13 働きながら子育てしやすい労働環境の整備を促進するため、仕事と子育ての両立支援に取り組むこと。
- 14 交流人口の増加により本県経済を活性化させるため、えひめお接待の心観光振興条例を踏まえ、県民、市町、事業者等と連携して、観光の振興に関する施策を積極的に推進すること。
- 15 本県の魅力を発信し、県産品の販売拡大等につなげるため、県内外において、県内各地域の特色ある商品の展示紹介や観光情報の提供に一層努めること。

- 16 「瀬戸内しまのわ 2014」の開催に向けて、広島県や関係市町等と連携し、準備に万全を期すとともに、積極的なPRに努めること。また、地域資源を生かした住民主導の観光プログラムの創出を支援し、住民主体の持続的な観光振興と地域の活性化を図るほか、瀬戸内ブランドの確立・発展に向けた取組みを進めること。
- 17 国際サイクリング大会の開催を通じて、「サイクリストの聖地」としてのしまなみ海道の魅力発信に努めるとともに、愛媛マルゴト自転車道の情報発信や、各地域でのサイクリストの受入れ体制の整備を進めるなど、サイクリングを活用した観光振興に取り組むこと。
- 18 松山～ソウル線・上海線の維持・活用により、国、関係県、関係団体等と連携・協力しながら、韓国や中国との国際交流・経済交流の促進や外国人観光客の誘客促進に取り組むこと。
- 19 台湾チャーター便の運航を促進するなど、将来的な定期便化を見据えた取組みを進めるとともに、台湾との観光・経済交流の一層の促進を図ること。
- 20 本県とハワイ州との姉妹提携10周年記念事業の成果等を踏まえ、引き続き、経済交流等の促進に努めること。

[公営企業管理局]

- 1 PFI方式による県立中央病院の建替えについては、平成26年度の全面供用開始に向けて、適切かつ効率的な取組みを進めること。なお、県内業者の活用にも努力すること。
- 2 県立病院の経営健全化を進めるとともに、がん医療体制の整備や高度医療機器の導入を図るなど、誰もが安心できる県民医療の充実に努めること。
- 3 工業用水を活用した小水力発電に取り組むなど、再生可能エネルギーの導入促進を図ること。

建設関係

- 1 地震・津波・原子力災害等に対する県民の不安感を低減するため、防災・減災対策として、伊方原子力発電所周辺道路の整備をはじめ、緊急避難路や河川・砂防・港湾施設等のインフラ整備を積極的に推進すること。
- 2 木造住宅の耐震化率の向上を図るため、耐震改修工事を促進する取組みを強化すること。また、耐震改修促進法において耐震診断が義務付けられた特定の民間建築物について、早期の診断実施に向けた支援を行うこと。
- 3 道路、河川など遅れている社会資本の整備については、県単独事業も含めて

- 着実に進めること。特に、洪水等災害を未然に防止するため、地域の要望が強い河床掘削等の推進を図ること。
- 4 高速道路の南予延伸を強力に推進するため、宇和島道路や津島道路の整備を図るとともに、災害時の緊急輸送等にも資する四国8の字ルートの整備促進を図ること。
 - 5 大洲・八幡浜自動車道の整備を推進し、大規模災害時の緊急輸送道路の確保を図るとともに、地域活性化にもつなげること。
 - 6 今治小松自動車道については、周辺整備を図りながら、早期開通を目指した取組みを促進すること。
 - 7 上島地域の離島性を解消し、町の一体化を図るため、上島架橋の整備を推進すること。また、宇和島市九島について、島民の生活環境の向上と圏域の一体的発展を図るため、九島架橋の整備支援と島内道路の改良を進めること。
 - 8 愛媛マルゴト自転車道の整備に向けて、市町と連携し、ブルーラインや案内表示等の設置を進めること。また、しまなみ海道の自転車通行料の無料化に向けた取組みを広島県とも連携して進めること。
 - 9 JR松山駅周辺の鉄道高架事業については、国土交通省、松山市及びJR等と連携して整備推進を図ること。
 - 10 大規模地震発生直後の緊急物資の海上輸送等に対応するため、東予港における耐震強化岸壁等の整備を推進すること。
 - 11 製紙関連産業等の物量拠点となる三島川之江港について、多目的国際ターミナルの全面供用に向けて早期整備を図ること。
 - 12 松山港外港地区の整備に伴うコンテナ貨物等の増加に対応するため、ガントリークレーンの増設を図ること。
 - 13 台風・豪雨等による災害の防止を図るため、道路・河川・砂防等の防災対策を推進すること。
 - 14 肱川の治水対策を図るため、鹿野川ダムの改造及び山鳥坂ダムの建設を促進すること。また、山鳥坂ダムの水源地域整備計画の決定を踏まえて、水没地域住民の生活再建・地域振興策の早期実施を図ること。
 - 15 再生可能エネルギーの導入促進を図るため、県管理ダムを活用した小水力発電の導入について検討し、可能なものから導入を進めること。
 - 16 厳しい経営環境にある建設産業再生のため、経営革新等の各種支援策を講じるとともに、地元建設業者及び建設産業関連会社の健全育成に向け、入札・契約制度など建設市場環境の整備・充実に努めること。
 - 17 公共工事の執行に当たり、早期発注を図るとともに、適切な地域要件の設定や地域貢献の適切な評価など、中小・中堅企業への配慮に努めること。

- 18 全国的に人手不足等による入札不調が発生する中で、公共工事の円滑な執行を図るため、技術者や現場代理人の兼務要件の緩和継続など、引き続き、適切な対策を講じること。
- 19 国体開催に向けた施設整備に連動した道路整備や周辺整備を進めること。

文教警察関係

[教育委員会]

- 1 「えひめ教育の日」や「えひめ教育月間」の普及・定着を図り、県民総ぐるみによる愛媛の教育の推進に取り組むこと。
- 2 東日本大震災の教訓を踏まえ、避難訓練の実施などを通じて学校における防災知識の普及・理解促進や防災体制の強化に努めるとともに、学校・地域等が連携した実践的な防災教育の取組みを進めること。また、被災高校の修学旅行の受入れを通じて築かれた学校間の交流を促進するとともに、災害に対する意識向上にもつなげること。
- 3 遅れている県立学校校舎の耐震化を促進すること。
- 4 肢体不自由児の教育環境の改善と保護者の負担軽減を図るため、東予及び南予地域における特別支援学校の平成27年4月の開設に向けて整備を進めること。
- 5 教員の学習指導力の向上を図るとともに、確かな学力の定着・向上に向けた実践的な教育を進めるなど、愛媛教育の再生に取り組むこと。また、土曜日を活用した授業等の実施に取り組むこと。
- 6 新学習指導要領への対応を図るなど、教育内容の研究・実践、指導体制の充実に努めること。また、国際的な視野の涵養を促進し、グローバルな人材の育成に取り組むこと。
- 7 地域の産業界等と連携して、専門高校における職業訓練の充実に図り、地域産業を支えるものづくり人材の育成に取り組むこと。
- 8 いじめ防止対策推進法の施行を踏まえ、関係機関・団体等との連携強化や、学校への支援の充実に図るなど、引き続きいじめの根絶を目指した取組みを進めること。また、児童生徒の心の悩みなどを解決するための体制整備や、児童生徒自ら考え行動する取組みの実践を図ること。
- 9 特別支援学校におけるキャリア教育を推進するなど、障害のある児童生徒を対象とした特別支援教育の充実に努めること。
- 10 学校・地域等が連携した児童生徒の安全体制の整備に取り組むとともに、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進すること。ま

た、児童生徒の通学時の交通事故を防止するため、関係機関等と連携し、通学路の安全対策の徹底を図ること。

- 11 ボランティア活動や体験活動、情操教育等を通じて、子どもたちの健やかで豊かな人間性を育む「こころの教育」を推進すること。
- 12 文化財等の保存修理に積極的に取り組むとともに、防火・防犯対策を進めること。
- 13 平成29年のえひめ国体の開催に向けて、選手の競技力向上対策を拡充・強化すること。

[警察本部]

- 1 老朽化が著しい西条西警察署の建替え整備に着手するとともに、宇和島警察署など防災上の重要拠点となる各警察署の耐震化について、計画的に取り組むこと。
- 2 県民の安全・安心を守るため、重要凶悪事件等に対応した捜査活動の強化に取り組むなど、警察行政が十分な機能を発揮できるよう体制整備を図ること。また、防犯カメラの設置など地域の防犯対策の強化に取り組むこと。
- 3 ストーカー規制法やDV防止法の改正等を踏まえ、ストーカー被害のほか、配偶者に対する暴力、児童、高齢者、障害者に対する虐待など家庭内暴力等の防止を図るため、相談体制の強化等を通じて迅速かつ適切な対応を進めること。
- 4 県民の安全で平穏な生活を確保するため、暴力団排除の取組みを強化すること。
- 5 交通死亡事故の抑止に努めるとともに、交通安全を促進するため、交通信号機や標識等の交通安全施設の整備を進めること。また、児童生徒の通学時の交通事故を防止するための取組みを強化すること。
- 6 災害発生時における県民の生命・身体の安全を確保するため、交通安全施設等の防災機能の強化に取り組むとともに、関係資機材の充実を図ること。
- 7 自転車の安全走行の指導など、関係部局等と連携した自転車安全対策を進めること。